

令和 8 年 7 月 30 日
教育振興部教育総務課
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部教育指導課
こども家庭部子育て支援課
こども家庭部保育課

教育委員会における台風接近時および風水害等への対応の
基本方針について

台風 6 号における教育委員会の対応への保護者および学校等の意見を踏まえ、「教育委員会における台風接近時および風水害等への対応の基本方針」を策定したので報告する。

1 基本方針

台風の接近で関東にレベル 3 以上の大雨警報等が予想される場合において、区立小中学校、区立幼稚園、区立保育園および区立学童クラブの対応は、次の基本方針に基づき決定する。

- (1) 一斉臨時休業は、原則として前日に、気象庁が発表する時系列情報および交通機関の運行状況を基に、教育委員会災害対策本部にて危機管理室とも協議の上、別に定める目安によって決定する。

一斉臨時休業とするか否かに関わらず、原則として前日午後 4 時までに保護者および各施設に対して複数の情報伝達手段により周知する。

- (2) 前日に一斉臨時休業としなかったが、気象状況が悪化し、交通機関の計画運休が実施されるなど、当日に一斉臨時休業を決定した場合、午前 6 時頃に周知する。
- (3) 区立小中学校および区立幼稚園は、登校園時間を遅らせる等の対応を決定する場合がある。

2 一斉臨時休業の目安

- (1) 区立小中学校および区立幼稚園

ア 大雨

判断基準 1 判断基準 2		レベル 3 警報	レベル 4 危険警報	レベル 5 特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業	
	なし	危機管理室と 協議の上判断		

イ 大雪、暴風・暴風雪

判断基準 1 判断基準 2		大雪		暴風・暴風雪	
		警報	特別警報	警報	特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業	一斉臨時休業	
	なし	危機管理室と 協議の上判断			

(2) 区立保育園および区立学童クラブ

ア 大雨

判断基準 1 判断基準 2		レベル 3 警報	レベル 4 危険警報	レベル 5 特別警報
		一斉臨時休業	一斉臨時休業	
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	通常保育を実施 ※ 1 ※ 2		
	なし			

イ 大雪・暴風・暴風雪

判断基準 1 判断基準 2		大雪・暴風・暴風雪	
		警報	特別警報
首都圏の 交通機関の 計画運休	あり	一斉臨時休業	一斉臨時休業
	なし	通常保育を実施 ※ 1 ※ 2	

※ 1 保護者に状況に応じた利用の見合せ、送迎による安全確保の協力を要請する。

※ 2 前日午後 4 時までに学校の一斉臨時休業が決定している場合に限り、学童クラブは当日午前 8 時から児童の受入れを実施する。

3 情報伝達手段

保護者向け情報伝達サービス（シグフィー。区立保育園は I C T 連絡帳）で発信後、必ず、区ホームページ、区公式 SNS（X、L I N E）等で同内容を周知する。

シグフィーに障害が発生した場合は、児童生徒用タブレット端末のクラスルーム機能を使って学校と保護者間で連絡を行う。

4 その他

(1) 区立小中学校の移動教室等は、一斉臨時休業とするか否かに関わらず、別途、当該校と協議の上、決定する。

(2) 河川氾濫および土砂災害に関する警報については、施設周辺の状況に応じた対応を基本とし、一斉臨時休業としない場合であっても、個別の状況により休校等とする場合がある。

(3) 一斉臨時休業を決定した場合、学校開放も中止する。

- (4) 一斉臨時休業を決定した場合、全庁的に情報を共有し、放課後デイサービス等の休業で影響を受ける事業者等に対し、必要に応じて関係所管から情報提供を行う。
- (5) やむを得ない事情により、児童・生徒を家庭に留め置くことができない場合には、保護者からの相談に応じて、区立小中学校・幼稚園においても、可能な範囲で児童・生徒を受け入れる等、柔軟に対応する。

5 保護者への周知

今回の判断基準および情報伝達手段の変更について、別途、学校等から保護者に周知する。